

「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、 原則、不要になりました！

令和5年4月から、全ての医療機関・薬局で、マイナンバーカードを保険証として利用できる「オンライン資格確認システム」の導入が原則、義務づけられました。

「オンライン資格確認システム」を導入した医療機関・薬局では、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」がなくても、**マイナ保険証**または**資格確認書の提示のみ**で、窓口での支払いを高額療養費の自己負担限度額までに軽減できます。

※システムの準備ができた医療機関・薬局では、「マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）」または「資格確認書」を提示し、本人同意の手続きをすることで、認定証の提示が不要になります。

※マイナンバーカードに保険証の利用登録をしていなくても、資格確認書の提示のみで、認定証は不要です。

●何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは	◆医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までに軽減するためには、 <u>事前に申請し認定証の準備が必要でした。</u> ◆1年以上継続して必要な方は、 <u>市役所へ毎年8月に更新するための手続きが必要でした。</u>
-------	--



これからは	◆ <u>認定証がなくても、「マイナ保険証」または「資格確認書」の提示で支払いを自己負担限度額までに軽減できますので、市役所での事前手続きが不要となります。</u>
-------	--

●注意事項

<ul style="list-style-type: none">・システムの準備ができていない医療機関等では、引き続き認定証が必要です。受診する医療機関等にご確認ください。・<u>過去12ヶ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方</u>で、入院時の食事代の減額をさらに受ける場合は、別途、<u>市役所に手続きが必要です。</u>
--

○自己負担限度額（月額：月初から月末まで）

◆70歳未満の方の場合

所得区分		3回目まで	4回目から
ア	所得が901万円超の世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	所得が600万円超~901万円以下の世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	所得が210万円超~600万円以下の世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	所得が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「所得」とは、被保険者の「基礎控除後の所得」の合計。

※「住民税非課税世帯」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯。

◆70歳以上の方の場合

所得区分		負担割合	外来のみ（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% *4回目から140,100円	
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	3割	167,400円+(医療費-558,000円)×1% *4回目から93,000円	
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	3割	80,100円+(医療費-267,000円)×1% *4回目から44,400円	
一般		2割	18,000円	57,600円 *4回目から44,400円
低所得Ⅱ		2割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		2割	8,000円	15,000円

※「現役並み所得者」とは、同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる場合。

※「低所得Ⅱ」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯。

※「低所得Ⅰ」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯。

○入院時の食事代（標準負担額）

入院時の食事代は、次の表のとおり自己負担します。

◆入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の方）	※指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方は300円	550円
住民税非課税世帯「オ」	過去12ヶ月の入院日数が	①90日まで 270円
低所得Ⅱ		②91日以上 220円
低所得Ⅰ		130円

※②の減額を受ける場合は、市役所へ申請が必要です。

○「限度額適用認定証」等の交付申請手続き

オンライン資格確認システムの準備ができていない医療機関・薬局で窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までにするためには、あらかじめ市役所に申請し、限度額認定証等の交付を受け、医療機関等の窓口で提示する必要があります。

- 【必要なもの】 ① マイナンバーカードまたは国民健康保険資格確認書
② 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
（代理の方でも申請できます）

【申請先】 庄原市役所 市民部 市民保険課 国保年金係（電話 0824-73-1158）
または 各支所 地域振興室 市民生活係